

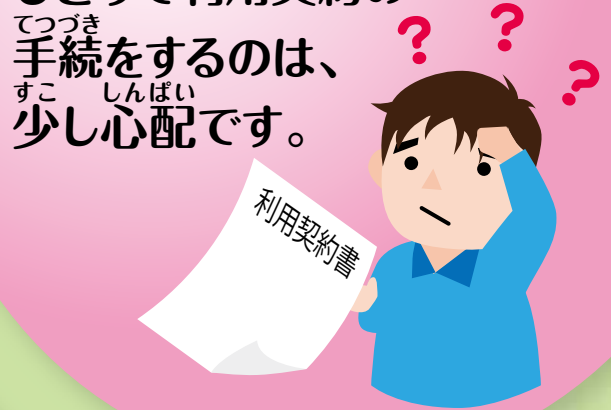
せいねんこうけんせいど

# 成年後見制度を 知っていますか？

にんちしょう えー  
認知症のAさん、  
ひつよう いえ  
必要のない家の  
こうじ けいやく  
リフォーム工事を契約してしまい、  
かぞく こま  
家族が困っています。



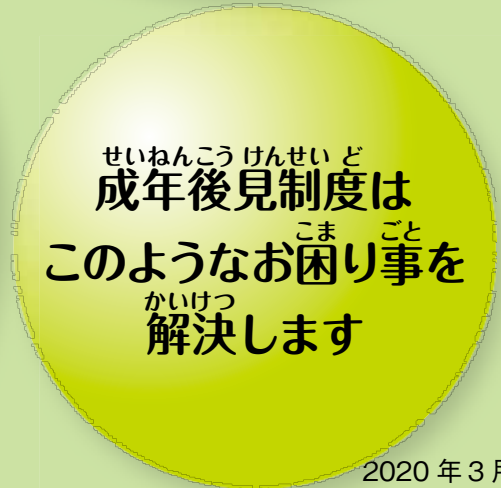
ち てきしょう びー  
知的障がいのBさん、  
デイサービスに通いたいのですが、  
ひとりりょうけいやく  
ひとりで利用契約の  
てつづき  
手続をするのは、  
すこ しんぱい  
少し心配です。



しー  
Cさんご夫妻、子どもがいません。  
こうれい  
高齢になり  
はんだんのうりよく ていか  
判断能力が低下してからの、  
ふたり せいかつ  
二人の生活や  
ざいさん かんり ふあん  
財産の管理が不安です。



せいねんこうけんせいど  
成年後見制度は  
このようなお困りごと  
を  
かいけつ  
解決します



# 1 成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方は、財産の管理や「契約を結ぶ」等の法律行為を行う際に、自分で判断することが難しい場合があります。また、判断能力が十分でないために、悪質商法などの被害に遭うおそれもあります。

成年後見制度とは、こうした自分ひとりで判断することが難しい方について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、ご本人の権利を守り生活を支援する制度です。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。

また、法定後見制度には後見、保佐、補助の3つの類型があり、本人の判断能力に応じて家庭裁判所が決定します。

		類 型	判断能力	援 助 者
成年後見制度	法定後見制度	後 見	欠けているのが通常の状態	成年後見人
		保 佐	著しく不十分	保佐人
		補 助	不十分	補助人
	任意後見制度	本人の判断能力が不十分になったときに、あらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が援助する制度		

## 成年後見制度の利用促進について

「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年3月24日閣議決定）において、今後の施策の目標として、「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る」ことを掲げ、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定など、地域の体制整備を推進していくこととしています。

## 2 法定後見制度

判断能力が十分でない方が、財産の管理や福祉サービス等の契約を行うために、家庭裁判所が選んだ成年後見人・保佐人・補助人が、必要な支援を行う制度です。

### 1 成年後見人・保佐人・補助人とは

成年後見人・保佐人・補助人（以下、後見人等）は、家庭裁判所が選びます。

後見人等は、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、税理士などの専門職が選ばれる場合が多いですが、親族や法人、市民が選ばれることもあります。

#### 法人や市民による後見人

##### ○法人後見

後見事務を適切に行うことができるとして、家庭裁判所から選ばれた法人により行うものです。社会福祉協議会や公益法人、NPO法人等が選ばれています。

##### ○市民後見人

社会貢献のため、市町村による養成研修を受講し、成年後見に関する知識・態度を身に付けた方で、家庭裁判所から選ばれた方です。

### 2 後見人等の役割とは

ご本人の意思を尊重し、かつ、心身の状態や生活状況に配慮しながら、福祉サービスを利用する際の契約や財産の管理などを行います。

家庭裁判所は、後見人等が適切に職務を行っているか、将来にわたって監督します。

#### 後見人等に与えられる法的権限

##### ○同意権・取消権

後見人等の同意なしに行った、本人の法律行為を取消（無効）にする権限です。ただし、本人が行った日常的な買物などは取消されることはありません。

##### 表紙のAさんに成年後見人がいれば…

ご本人が成年後見人の同意なしに行ったリフォーム工事契約を取消することができます。

##### ○代理権

後見人等が本人に代わって法律行為を行う権限です。

##### 表紙のBさんに成年後見人がいれば…

本人の代理人として、成年後見人が福祉サービスの利用契約を行います。

### 3 成年後見等の申立て

ご本人が住んでいるところの家庭裁判所に「申立て」を行います。申立てができるのは、本人、配偶者、四親等内親族などです。

くわしくは、家庭裁判所の窓口（**5**参照）へお問い合わせください。

なお、申立て後は、家庭裁判所の許可がないと取り下げることができません。

#### 身寄りがない方は

身寄りがない、身内から虐待を受けている、親族が協力しないなどの理由で申立てをする人がいない方の保護を図るため、市町村長も法定後見の申立てができます。

くわしくは、各市町村の窓口（**9**参照）へお問い合わせください。

## 3 法定後見制度を利用する際の経費

### ① 申立て費用

申立てに必要な費用のうち、主なものは次のとおりです。

- 申立手数料（1件につき800円分の収入印紙）
- 登記嘱託手数料（2,600円分の収入印紙）
- 郵便切手
- 鑑定料（鑑定を行う場合）
- その他、戸籍謄本、住民票、登記事項証明書、診断書等の取得費用 など

### ② 後見人等への報酬

後見人等が、家庭裁判所に報酬を請求した場合、家庭裁判所の判断により、ご本人の財産から報酬が支払われます。

なお、法定後見制度を利用する際に必要な経費を助成している市町村もあります。くわしくは、各市町村の窓口（9参照）へお問い合わせください。

## 4 任意後見制度

自分の判断能力が低下したときに備えて、「支援してもらいたいこと」と「支援をお願いする人」をあらかじめ「契約」で決めておきます。自分はどんな所に住んで、どんな生活をしたいのか、自分の将来を自分で決める法定後見に優先する制度です。（自己決定の尊重）

### ① 任意後見人と任意後見契約

支援をお願いする人（任意後見人）は、ご本人と話し合っただけで決めたこと（契約内容）にしたがって活動します。将来に備えて、支援をお願いする人にどのような仕事をしてもらいたいのか、十分に話し合うことが、ご本人が充実した生活を送るために大切なことです。

任意後見人に支払う報酬についても、しっかり話し合っただけで決めることが大切です。話し合っただけで決めた仕事の内容を「任意後見契約書」という書面にします。

### ② 任意後見契約手続とその後

任意後見契約書は、公証役場というところで公証人が作成します。契約の内容は、公証人によって法務局に登録されます。

ご本人の判断能力が低下して、家庭裁判所によって任意後見監督人という人が選ばされると、任意後見人の仕事が始まります。

#### 表紙のCさん夫婦の場合…

将来、どこで生活したいのか、財産の管理はどうするのかなど、任意後見人に支援してもらいたいことを検討します。誰に任意後見人になってもらうか決まったら、その人と一緒に公証役場で手続を行います。

# 成年後見制度利用までの流れ

## 法定後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でないため、財産の管理や福祉サービスの契約が一人ではできない

## 任意後見制度

将来に備え、公正証書で代理人（任意後見人）と契約を結ぶ

判断能力が不十分になったとき

### 家庭裁判所 申立て

#### 後見・保佐・補助 開始の申立て

\*申立ては  
本人、配偶者、  
四親等内親族、  
市町村長等

<申立てに必要なもの>  
申立書、戸籍謄本、住民票、  
登記されていないことの  
証明書、診断書、財産目録  
など

#### 任意後見監督人 選任の申立て

\*申立ては  
本人、配偶者、  
四親等内親族、  
任意後見人等

### 家庭裁判所 審判手続

審問：必要に応じ、裁判官による事情の聞き取り  
調査：家庭裁判所調査官による調査（申立人、本人、後見人等候補者）  
鑑定：後見と保佐は、本人の判断能力について鑑定  
※省略される場合もあります

### 家庭裁判所 審判

後見人等の選任



支援の開始

## 5 成年後見制度の利用・申立てについて

裁判所名	所在地、電話番号	管轄区域
横浜家庭裁判所 本 庁	横浜市中区寿町1-2 電話：045-345-8001	横浜市全区、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、 大和市、海老名市、綾瀬市、寒川町
横浜家庭裁判所 川 崎 支 部	川崎市川崎区富士見1-1-3 電話：044-222-1671	川崎市全区
横浜家庭裁判所 相 模 原 支 部	相模原市中央区富士見6-10-1 電話：042-716-0181	相模原市全区、座間市
横浜家庭裁判所 横 須 賀 支 部	横須賀市新港町1-9 電話：046-812-4304	横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町
横浜家庭裁判所 小 田 原 支 部	小田原市本町1-7-9 電話：0465-22-6946	平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、 南足柄市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、 松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、 湯河原町、愛川町、清川村

\*横浜家庭裁判所本庁での申立て受付は予約制です。支部に申立てられる方は、各支部へお問い合わせください。  
\*家庭裁判所では、ひとりで手続を行うことに不安のある方は、弁護士など専門家に事前にご相談することをお勧めしています。

## 6 成年後見活動を行っている団体の相談窓口

### ●神奈川県弁護士会 「成年後見センターみまもり」

弁護士が成年後見に関するワンストップサービスを提供します。20分間の無料電話相談、地域の弁護士による面談・出張相談等を行っています。

電話：045-211-7720 月～金：9時30分から12時/13時から16時30分

### ●(公社)成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部

後見活動を行っている司法書士による無料電話相談、面接相談等を行っています。

電話：045-640-4345(事務局) 月～金：10時から17時(無料面談相談予約)

電話：045-663-9180 月・金：15時から17時 水：10時から12時(無料電話相談)

### ●(公社)神奈川県社会福祉士会 (ぱあとなあ神奈川県)

後見活動を行っている社会福祉士による無料電話相談を行っています。必要に応じて面接相談・出張相談も行います。

電話：045-314-5500 火・木：14時から17時

### ●(一社)コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部(かなさぼ)

後見活動を行っている行政書士による無料電話相談を行っています。必要に応じて面接相談も行います。

電話：045-222-8628 月～金：13時から16時

### ●東京地方税理士会成年後見支援センター

後見活動を行っている税理士による無料電話相談、面接相談を行っています。

電話：045-315-2070 水(第1～第4週)：10時から12時/13時から16時  
(受付は終了30分前まで)

## 7 県内の公証役場一覧

博物館前本町公証役場（横浜市中区本町）	電話：045-212-2033
横浜駅西口公証センター（横浜市西区北幸）	電話：045-311-6907
関内大通り公証役場（横浜市中区羽衣町）	電話：045-261-2623
尾上町公証役場（横浜市中区尾上町）	電話：045-212-3609
みなとみらい公証役場（横浜市中区太田町）	電話：045-662-6585
鶴見公証役場（横浜市鶴見区鶴見中央）	電話：045-521-3410
上大岡公証役場（横浜市港南区上大岡西）	電話：045-844-1102
川崎公証役場（川崎市川崎区駅前本町）	電話：044-222-7264
溝ノ口公証役場（川崎市高津区溝口）	電話：044-811-0111
藤沢公証役場（藤沢市鵜沼石上）	電話：0466-22-5910
横須賀公証役場（横須賀市日の出町）	電話：046-823-0328
小田原公証役場（小田原市栄町）	電話：0465-22-5772
平塚公証役場（平塚市代官町）	電話：0463-21-0267
厚木公証役場（厚木市中町）	電話：046-221-1813
相模原公証役場（相模原市中央区相模原）	電話：042-758-1888

## 8 成年後見制度の質問やご相談窓口

### ●かながわ成年後見推進センター

弁護士による助言をもとに、制度の説明や申立て手続の支援、後見活動についての相談（電話・来所）をお受けします。当事者、家族、関係機関の方を対象にしています。

また、誰もが身近な地域で成年後見制度について相談したり、必要な支援を受けることができるよう、法人後見受任団体への研修による支援や、市町村による市民後見人の養成を関係機関・団体の協力をいただきながら進めています。

**成年後見制度相談 電話：045-312-5788 FAX：045-322-3559**

**月曜日～金曜日：9時から17時（祝日・年末年始は休み）**

**\* 市町村の社会福祉協議会でも制度の説明を受けられます。**

**\* 「地域包括支援センター」でもご相談できます。**

（所在地は、各市区町村の高齢者福祉担当にお問い合わせください。）

**\* 法テラスでもご相談できます。**

**サポートダイヤル 電話：0570-078374 平日：9時から21時 土曜日：9時から17時**

# 9 市区町村長申立て窓口

市区町村名	高齢者福祉担当	障がい者福祉担当	市区町村名	高齢者福祉担当	障がい者福祉担当			
横浜市	鶴見区	045-510-1775	045-510-1847	相模原市	緑区	042-775-8812	(知的)042-775-8810 (精神)042-775-8811	
	神奈川区	045-411-7110	045-411-7114		模	城山地区	042-783-8136	042-783-8136
	西区	045-320-8410	045-320-8417			津久井地区	042-780-1408	042-780-1412
	中区	045-224-8167	045-224-8165			相模湖地区	042-684-3215	042-684-3216
	南区	045-341-1139	045-341-1141			藤野地区	042-687-5511	042-687-5511
	港南区	045-847-8415	045-847-8459		市	中央区	042-769-8349	(知的)042-769-9266 (精神)042-769-9806
	保土ヶ谷区	045-334-6328	045-334-6384	南区		042-701-7704	(知的)042-701-7722 (精神)042-701-7715	
	旭区	045-954-6125	045-954-6128	藤沢市		0466-50-3523	0466-50-3523	
	磯子区	045-750-2417	045-750-2416	小田原市	0465-33-1864	0465-33-1467		
	金沢区	045-788-7777	045-788-7849	茅ヶ崎市	0467-82-1111(代)	0467-82-1111(代)		
	港北区	045-540-2327	045-540-2237	逗子市	046-873-1111(代)	046-873-1111(代)		
	緑区	045-930-2311	045-930-2433	三浦市	046-882-1111(代)	046-882-1111(代)		
	青葉区	045-978-2449	045-978-2453	秦野市	0463-82-7394	0463-82-7616		
	都筑区	045-948-2306	045-948-2316	厚木市	046-225-2220	(知的)046-225-2254 (精神)046-225-2247		
	戸塚区	045-866-8439	045-866-8463	大和市	046-260-5611	046-260-5665		
	栄区	045-894-8415	045-894-8068	伊勢原市	0463-94-4724	0463-94-4721		
	泉区	045-800-2434	045-800-2485	海老名市	046-231-2111(代)	046-231-2111(代)		
	瀬谷区	045-367-5716	045-367-5715	座間市	046-252-7127	046-252-7132		
	川崎市	川崎区	044-201-3080	(知的)044-201-3215 (精神)044-201-3213	南足柄市	0465-74-3196	0465-73-8047	
大師地区			044-271-0157	(知的)044-271-0162 (精神)044-201-3213	綾瀬市	0467-77-1116	0467-70-5623	
田島地区			044-322-1986	(知的)044-322-1984 (精神)044-201-3213	葉山町	046-876-1111(代)	046-876-1111(代)	
幸区		044-556-6619	(知的)044-556-6654 (精神)044-556-6695	寒川町	0467-74-1111(代)	0467-74-1111(代)		
崎市		中原区	044-744-3217	(知的)044-744-3296 (精神)044-744-3297	大磯町	0463-61-4100(代)	0463-73-4530	
		高津区	044-861-3255	(知的)044-861-3252 (精神)044-861-3309	二宮町	0463-71-3311(代)	0463-71-3311(代)	
		宮前区	044-856-3242	(知的)044-856-3304 (精神)044-856-3262	中井町	0465-81-5546	0465-81-5548	
		多摩区	044-935-3266	(知的)044-935-3302 (精神)044-935-3324	大井町	0465-83-8024	0465-83-8024	
		麻生区	044-965-5148	(知的)044-965-5159 (精神)044-965-5259	松田町	0465-83-1226	0465-83-1226	
		横須賀市	046-822-9613	(知的)046-822-8249 (精神)046-822-4336	山北町	0465-75-3644	0465-75-3644	
		平塚市	0463-21-9621	0463-21-8774	開成町	0465-84-0316	0465-84-0316	
鎌倉市		0467-61-3899	0467-61-3975	箱根町	0460-85-7790	0460-85-7790		
				真鶴町	0465-68-1131(代)	0465-68-1131(代)		
			湯河原町	0465-63-2111(代)	0465-63-2111(代)			
			愛川町	046-285-2111(代)	046-285-2111(代)			
			清川村	046-288-3861	046-288-3861			

このパンフレットの発行・お問合せ先



神奈川県

福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課地域福祉グループ

神奈川県横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話：045-210-4750 FAX：045-210-8859